

空き家の活用補助金

最大
80万円

- ・空き家・空き地バンクを利用した空き家等の利活用を支援します。
- ・予算の範囲内で先着順に受付します。

補助対象事業

- (1) 空き家改修費補助事業
空き家の改修工事に要する費用の2分の1を補助 上限50万円(市内建設業者施工の場合60万円)
- (2) 空き家片付け費補助事業
空き家の家財道具等の処分等に要する費用の2分の1を補助 上限10万円
- (3) 空き家等手続費補助事業
土地及び建物の登記に要する費用の2分の1を補助 上限10万円

対象物件

- ・空き家・空き地バンク登録物件(成約者が決定した物件に限る)

対象者

- (1) 空き家改修費補助事業 対象物件の登録者又は購入者・賃借人
- (2) 空き家片付け費補助事業 対象物件の登録者又は購入者・賃借人
- (3) 空き家等手続費補助事業 対象物件の登録者及び購入者

補助金を受けたい場合は交付申請書の提出をお願いします。

※補助金を受けるためには、成約後1年以内に対象事業を完了させる必要があります。

(1) 空き家改修費補助事業

- ① 田原市空き家等活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 空き家等の売買契約書又は最初の賃貸契約書の写し
- ③ 事業計画書(様式第1-1号)
平面図、立面図、改修内容の確認できる図面及び改修工事実施前の状況が確認できる写真
- ④ 空き家の改修工事にかかる見積書の写し
- ⑤ 誓約書(様式第1-2号)
- ⑥ 確認書(様式第1-3号) ※借主が申請者の場合に貸主の確認書
- ⑦ 登記事項証明書等 ※登録空き家の所有者が確認できる書類
- ⑧ 昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合、耐震改修工事を必要としないことがわかる書類 ※田原市木造住宅無料耐震診断事業又は非木造住宅等耐震診断事業による耐震診断結果報告書の写し又は同時に耐震改修工事をする場合の耐震改修促進事業補助金交付決定通知書の写し
- ⑨ その他市長が必要と認める書類(誓約書)



(2) 空き家片付け費補助事業

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 空き家等の売買契約書又は最初の賃貸契約書の写し
- ③ 空き家の片付けにかかる見積書の写し
- ④ 片付け実施前の状況が確認できる写真
- ⑤ その他市長が必要と認める書類(誓約書)



(3) 空き家等手続費補助事業

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 空き家等の売買契約書又は最初の賃貸契約書の写し
- ③ 空き家等の手続にかかる見積書の写し
- ④ 登記事項証明書等 ※手続を行う前の土地及び建物の登記事項(権利部登記を含む)が確認できる書類。
ただし、未登記家屋については、補助金交付申請時における書類添付省略可。
- ⑤ その他市長が必要と認める書類(誓約書)



適正なら田原市空き家等活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を通知します。

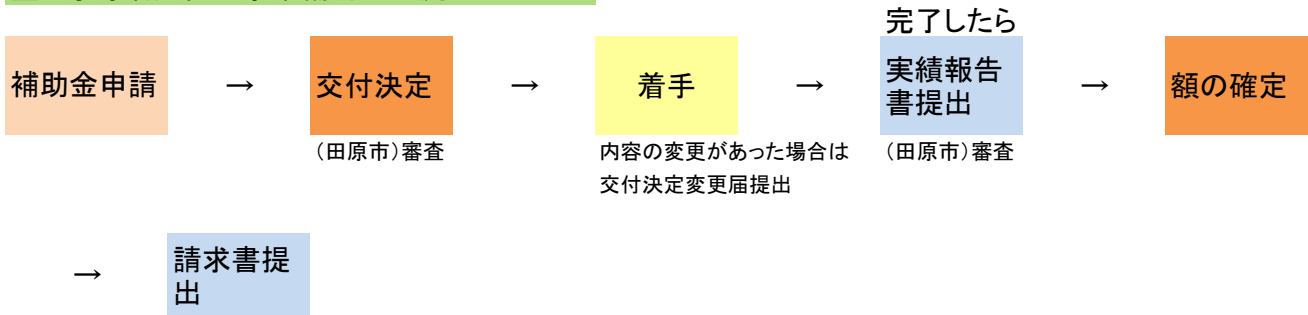
補助対象事業が完了した場合は、その完了の日から起算して30日を経過した日又は、2月末日のいずれか早い日までに実績報告してください。

- ① 田原市空き家等活用促進補助事業等実績報告書(様式第5号)
- ② 契約書又は請書の写し ※ただし契約書を作成していない場合は請求書等の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 施工中、完了後の写真 ※改修費補助事業、片付け費補助事業のみ
- ⑤ 法務局が発行する全部事項証明書 ※土地及び建物。手続き補助事業のみ
- ⑥ 補助対象経費の内訳が分かるもの
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

審査のうえ、田原市空き家等活用促進事業補助金確定通知書(様式第6号)をお送りします。

確定通知書を受け取ったら、請求書(様式第7号)を提出してください。

空き家等活用促進事業補助金の流れ



◇田原市空き家等活用促進事業補助金 Q&A

Q・空き家なら対象になるのですか？

A・空き家バンクを通じて成約した物件が対象になります。

Q・空き家の所有者が亡くなっており、相続登記を行ってないのですが空き家バンクに登録すれば、相続登記にかかる費用も手続き補助の対象になりますか？

A・司法書士さんに支払う費用などは対象になります。

Q・空き家等手続き補助は仲介手数料も対象になりますか？

A・仲介手数料は対象になりません。

Q・空き家等手続き補助は登録免許税も対象になりますか？

A・登録免許税は対象になりません。